

事務連絡

令和 7 年 7 月 1 日

各防火対象物関係者 様

上球磨消防本部 予防課

令和 7 年度甲種防火管理新規講習会の開催について（案内）

消防法第 8 条の規定により、不特定多数の者が出入りする防火対象物及び、多数の者が勤務する防火対象物の管理について、管理権原を有する者は、資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理の業務を行わせなければならないことになっております。

つきましては、消防法施行令第 3 条第 1 項に基づく防火管理に関する資格取得講習を下記のとおり開催しますので、防火管理者を必要とする防火対象物の関係者で、**管理的又は監督的立場**にあり、防火管理者資格をお持ちでない方は、受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木）～ 2 9 日（金）「2 日間講習」
両日とも午前 9 時 0 0 分開始、午後 4 時終了予定
（初日は午前 8 時 3 0 分から受付します）
- 2 場 所 上球磨消防組合消防本部 研修室
- 3 申込期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）から 8 月 1 日（金）まで
- 4 受講定員 3 0 名（定員になり次第、申し込みを締め切ります）
（締め切り時は、ホームページにてお知らせします）

5 申込要領 上球磨消防組合ホームページより、受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、メール又は FAX にてお申し込みください。

6 申込先 上球磨消防本部 予防課 mail：yobou@kmmk119.jp

(FAX：0966-42-2547)

※上記の方法でお申し込みできない方は、担当課宛てご連絡ください。

(連絡先：0966-42-3184)

7 受講料 4, 100 円 (テキスト代 (税込み))

(講習 1 日目の受付時に現金でお支払いください)

(テキストは講習 1 日目に配布いたします)

8 その他 講習への全日程参加を修了証交付の条件としております。

代理受講は不可です。

(本人確認のため、1 日目の受付時、顔写真入りの身分証明書 (運転免許証等) ご提示をお願いします)

遅刻、欠席時は担当課までお知らせください。

筆記用具をご持参ください。

会場で昼食はとれますが、昼食時間の外出も可能です。

甲種防火管理新規講習日程 (予定)

1 日目		2 日目	
8:30-	受付		
9:00-	オリエンテーション	9:00-	自衛消防
9:10-	防火管理の意義と制度の概要	10:30-	施設・消防用設備の維持管理
11:00-	火災の基礎知識と火気管理	12:00-	昼休み (60 分間)

12:00-	昼休み（60 分間）	13:00-	地震対策
13:00-	危険物の安全管理	14:00-	効果測定
14:10-	防火管理の進め方と消防計画	14:30-	消防用設備の取扱い要領
15:40-	事務連絡	15:30-	修了証交付・修了式

※ 防火管理者の選任を必要とする防火対象物とは、各防火対象物の収容人員（防火対象物に出入りし、勤務又は居住するものの数）にて判定します。

（１）次の防火対象物のうち収容人員が１０人以上のもの

- 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設又はこれらを含む複合用途防火対象物

（２）次の防火対象物のうち収容人員が３０人以上のもの

- 劇場、集会場、キャバレー、バーの類、遊技場、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、診療所、福祉施設、保育所、幼稚園、支援学校又はこれらを含む複合用途防火対象物

（３）次の防火対象物のうち収容人員が５０人以上のもの

- 寄宿舍、共同住宅、学校、図書館、神社、寺院、教会、工場、作業場、自動車車庫、駐車場、倉庫、事務所又はこれらを含む複合用途防火対象物

収容人員の算定方法は、消防法施行規則第１条の３に則り算定いたします。

（例）〇〇スーパーマーケット

従業員１０名，物品販売部分４００㎡

収容人員は下記のとおり算定されます。

◎従業員数 10

◎床面積を4 m²で除した数 $400 \div 4 = \underline{100}$

以上を合算合計し、

(従業員数) + (床面積を除した数) = 収容人員 110 名

収容人員 30 名以上の物品販売店舗に該当し、防火管理者の選任が必要となります。

駐車場は、下記の場所です。

